

J R 東海労働組合関西地「申」第13号
2019年11月21日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「新幹線乗務員室内における全日警警備員の使用方法」に関する申し入れ

11月1日より、新幹線車内を警備巡回する「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を飲料補給等のため使用できるようになった。

しかし、1号車及び16号車乗務員室を使用するにあたり各乗務員（運転士・車掌）への許可をとることなく無断で使用することは、不審者侵入等のセキュリティ対策及び新幹線の安全上問題があると考えます。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 11月1日より、新幹線車内を警備巡回する「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を飲料補給等のため使用するようになった経過を明らかにすること。
2. 「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を使用するにあたり各乗務員（運転士・車掌）への許可を取ることなく無断で使用することは、安全上問題があると考えます。会社の考えを明らかにすること。
3. 「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を使用する場合は、各乗務員（運転士・車掌）への許可を得てから使用すること。
4. 「全日警」警備員が1号車及び16号車乗務員室を使用する場合は、乗務員室の鎖錠確認を徹底させること。

以上